

12月 モニターレポート		担当出張所	枚方出張所
担当区間	淀川中流左岸 鳥飼仁和寺大橋～枚方大橋		
モニター実施日時	令和元年12月12日(月) 15時～ 17時 令和元年12月18日(木) 14時～ 16時		
天候	晴天		
(見出し)			
<p>今月は淀川左岸の仁和寺野草地区～枚方地区についてモニターしました。 清掃状況、不法投棄について報告します。</p>			
<p>寒さが厳しい朝晩は避け、比較的暖かい日中にモニターを実施しました。ランニングやサイクリングに勤しむ方は極端に減っています。</p>			
<p>伸び放題であった雑草も綺麗に刈り取られていた、11月以降気になっていたのが、まとめてはあったものの一向に処分がされずに放置されている状況が気になっていました。重機もブルーシートは掛けられていたものの長い間、斜面にありました。簡単に移動できるものではないことは重々承知していますし、作業する業者と廃棄業者の作業日程の問題もあるかと思いますが、重機が長い間放置されていることに不安を覚えました。電源は切っているものの子どもが触れる環境にあるのは危険かと思えます。12月下旬には雑草も撤去され、重機も移動されていました。</p>			
			

伊加賀野草地区(大阪湾より24.4km)に自転車とゴミが不法投棄されていました。



施設等の異常、破損、いたずら等は見かけられませんでした。

(意見・感想・処置等)

12月のモニターレポート有難うございました。

堤防の除草は、洪水による災害の発生の防止のため、及び洪水後の堤防の変状を把握して次の洪水に備えるための状況把握を目的とした「堤防点検」を実施するために行っているものです。

また、河川利用にあたっての安全を確保するとともに、ゴミ等の捨てにくい環境の形成及び防犯上の観点からも犯罪などの誘発を抑制することにつながります。

堤防点検は日常及び災害時において実施する必要がありますが、堤防の僅かな変化を点検するには、堤防に植物等が繁茂していると確認できないことから除草の回数は梅雨時及び台風期の二回行っています。

除草した刈草を放置しておくと堤防法面の裸地化・野芝の減少等による堤防機能の

弱体化の問題が生じるために集草して処分しています。

集草した状態で放置すると火付け等の危険性があるため早期処分が望まれます。

過去には現地焼却していたのですが、焼却煙、焼却灰に対する沿川住民からの苦情が多くなり枚方出張所管内ではその大半を自治体の処理場へ持出し処分をしています。

持出し処分は処理場の刈草受取条件(搬入量、時間帯、水分量、形態など)により拘束されるためどうしても少しずつ持出して処分が完了するまで時間を要してしまいます。

法面の重機は集草した草を車両に積み込む際に主に使用していたため作業が完了するまで当該地で保管していたのですが、ご指摘のとおり子供が触れる環境で長い間保管するのは危険ですので今後除草作業の際は重機等の保管場所についても業者を十分指導してまいります。

それでは1月のレポートをお待ちしております。